

業務委託及び物品購入等に係る単独随意契約見直しの基本的考え方

1 趣旨

「契約事務改善の基本的方針」の3(1)に基づき、業務委託及び物品購入等に係る単独随意契約見直しを行うに当たって、その基本的考え方を統一することを目的として、定めるものである。

2 見直しの基本的な考え方

- (1) 契約事務の見直しに当たっては、より透明性の高い手続への移行(随意契約や指名競争入札については一般競争入札への移行、単独随意契約については複数見積りの徴取や企画競争・公募への移行等)を図ること。
- (2) 公共工事以外の業務委託及び物品購入等に係る契約については、平成19年度に指名競争入札の在り方を含め競争性の拡大を検討することを踏まえ、当面、現行の入札制度・方法を前提とすること。
- (3) 契約の目的又は性質等により競争性を確保することができない場合等、真にやむを得ない場合に限り引き続き単独随意契約を行うことができることに留意すること。
- (4) 将来的に見直しをするものについては、いつまでに見直しをするのか、その時期を明確にすること。
- (5) 外郭団体()との契約については、他の契約と同様の考え方に基づき、見直しの方向性を明らかにすること。ただし、見直しの時期については、各部局において、行政経営グループと協議すること。

また、業務の相当部分が再委託されている場合は、単独随意契約の理由及び根拠が無いことから見直すこと。

外郭団体とは、議会の経営状況を報告している団体、本県の出資が25%以上の団体(監査対象団体)、公社等外郭団体への関与等に関する指針の対象団体、第三セクターに関する見直しの対象団体を指す。